○農林水産省令第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第五項及び第六項の規定に基づき、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十三日

農林水産大臣　林　芳正

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「協議」を「協議等」に改め、同条中「後」の下に「、法第五条第三項に規定する事項に係るものを除き」を加え、「法第六条第六項」を「法第六条第七項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第六条第六項の規定による届出は、同条第三項の規定による意見の聴取の後、地域森林計画に記載しようとする法第五条第三項に規定する事項を記載した書類を農林水産大臣に提出してするものとする。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に規定する規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。

○国土交通省令第七十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十三日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二中「公報」の下に「又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法」を加える。

第二十三条の三第三項中「次項前段」を「次項」に改め、同条第四項後段を削る。

（建築士法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「公報」の下に「又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法」を加える。

一　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第六条の二、第六条の三及び第二十二条の六

二　建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第二十九条の三、第三十条の二及び第三十一条の十三

（港湾法施行規則の一部改正）

第三条　港湾法施行規則（昭和二十六運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四を削り、第三条の五を第三条の四とし、第三条の六を第三条の五とし、第三条の七を第三条の六とする。

第十三条第一項中「第四十九条」を「第四十九条第一項」に、「五箇月」を「五月」に、「国土交通大臣に提出」を「公表」に改める。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第四条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「公報による」を「公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行う」に改める。

（積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正）

第五条　積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「公報による」を「公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする」に改める。

（水防法施行規則の一部改正）

第六条　水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「を官報又は都道府県の公報に掲載する」を「について、国土交通大臣にあっては官報により、都道府県知事にあっては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行う」に改める。

（建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部改正）

第七条　建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の表第十四条の項中「官報」の下に「で告示すること」を、「公報」の下に「又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法」を加える。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。

○国土交通省令第七十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第二十三条の規定に基づき、宅地造成等規制法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十三日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

宅地造成等規制法施行規則の一部を改正する省令

宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「法第三条第三項（法第二十条第三項において準用する場合を含む。）及び」を削り、「委任する」の下に「。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない」を加える。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。

告　示

○内閣府・法務省告示第二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十三条の規定に基づき、法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件を次のように定める。

平成二十五年九月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法務大臣　谷垣　禎一

法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件

（用語）

第一条　この告示で使用する用語は、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号。以下「特区法」という。）又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）で使用する用語の例による。

（入管法別表第一の五の表の下欄に掲げるものとして法務大臣があらかじめ定める活動に係る特例）

第二条　指定地方公共団体が、特区法第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、特定伝統料理海外普及事業（地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るため、当該地域活性化総合特別区域内において特定伝統料理（当該地域活性化総合特別区域内において考案され広く提供されている我が国の伝統的な料理をいう。以下同じ。）の提供に係る事業を営む者と連携して行う当該特定伝統料理の海外への普及を図る事業をいう。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人であって、次の各号のいずれにも該当するものから、特定調理活動（本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の地域活性化総合特別区域内に所在する入管法第七条の二第一項の証明書により特定された事業所において調理に関する技能を要する特定伝統料理の調理に係る業務に従事する活動をいう。以下同じ。）を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があった場合及び当該外国人が入管法第七条の二第一項の証明書（特定調理活動を指定された入管法別表第一の五の表の特定活動の在留資格に係る証明書に限る。）を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合においては、特定調理活動を、入管法第七条第一項第二号の規定に基づき、入管法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動で法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものとみなす。

一　申請人が特定調理活動を行うため受け入れられる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当していること。

イ　特定伝統料理に係る地域活性化総合特別区域内の産業の発展に資する取組を他の公私の機関と連携して行っていること。